

令和7年11月定例会

商工建設常任委員会会議録

令和7年12月4日～5日

場 所 第5委員会室

令和7年12月4日(木曜日)

委員外議員(なし)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第2号 令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第5号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第22号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 議案第24号 令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
 - ・特定利用港湾への対応について(細島港)
 - ・宮崎県建築物耐震改修促進計画の改定について
- 閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委員	長	内田理佐
副委員	長	山口俊樹
委員		日高博之
委員		福田新一
委員		坂本康郎
委員		岩切達哉
委員		脇谷のりこ

欠席委員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

労働委員会事務局長	渡邊世津子
調整審査課長	米村文明

商工観光労働部

商工観光労働部長	児玉浩明
商工観光労働部次長	松浦好子
企業立地推進局長兼 企業立地課長	今村俊久
観光経済交流局長	鬼塚保行
商工政策課長	河村直哉
経営金融支援室長	長谷川誠
企業振興課長	徳地清孝
先端技術産業推進室長	加藤和樹
雇用労働政策課長	湯浅聡
観光推進課長	矢越智郁
スポーツランド推進課長	渡邊陽生
国際・経済交流課長	牧浩一
工業技術センター所長	鍋島宏三
食品開発センター所長	黒木俊幸
県立産業技術専門校長	守部丈博

県土整備部

県土整備部長	桑畑正仁
県土整備部次長 (総括)	海野由憲
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	中原学
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	迫節夫
高速道対策局長	山浦弘志
管理課長	小藺真二
用地対策課長	前村敦子

技術企画課長	植村幸治
工事検査課長	佐藤祐之
盛土対策課長	前田秀高
道路建設課長	椎葉倫男
道路保全課長	大部蘭一彦
河川課長	中武透
ダム対策監	山下修
砂防課長	三橋剛
港湾課長	那須紘之
空港・ポート セールス対策監	高澤俊満
都市計画課長	村岡昭彦
美しい宮崎づくり推進室長	丸岡浩二
建築住宅課長	松田真二
高速道対策局次長	杉本達哉

事務局職員出席者

議事課主査	春田拓志
政策調査課主任主事	岩倉有希

○内田委員長 商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案について、労

働委員会事務局長の説明を求めます。

○渡邊労働委員会事務局長 労働委員会事務局の令和7年度11月補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の2ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄であります。220万4,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、表の右から3列目の1億1,161万4,000円となります。

次に、4ページを御覧ください。

今回、お願いしております補正は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の増額補正でございます。

主な改定内容といたしまして、給料等の月例給が平均3.05%の引き上げ、特別給である期末手当、勤勉手当が0.05月分の引上げとなっております。

表の左から3列目の(事項)職員費が職員の人件費、(事項)委員会運営費が会計年度任用職員の人件費になります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、

商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○児玉商工観光労働部長 説明に入ります前に、御報告がございます。

来年3月下旬～4月にかけて、ATPチャレンジャー大会という男子プロテニスの国際大会の開催が決定いたしました。このATPチャレンジャー大会というのは、テニスの四大大会でありますとか、ATPツアーへの出場につながる大会です。選手たちはここで活躍することでポイントを獲得して、そのポイントによって四大大会等への出場が可能になるというものになります。

この大会自体は、九州地域では唯一の大会になります。もちろん本県では初めての開催で、新しくできた、ひなたTENNIS PARK MIYAZAKIにおいて開催されます。

本県としては、関係団体などとの連携を、より緊密にいたしまして、大会の開催に万全を期してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、商工観光労働部関係の議案等について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料2ページの目次を御覧ください。

まず、1の予算議案であります。

議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」では、先ほど御報告させていただきました、来年3月に完成予定の、ひなたTENNIS PARK MIYAZAKIで行われる国際大会の開催支援等に係る経費を計上させていただいております。

そして、議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」は、昨日追加議案として提案されたものになりますが、人事委員会勧告等に基づく給与改定により増加する職員の

人件費及び市町村と連携して発行するプレミアム付商品券等に係る経費を補助するため、予算を計上するものでございます。

次に、2の特別議案であります。

議案第16号「公の施設の指定管理者の指定」は、宮崎県屋外型トレーニングセンターにおける指定管理者の指定を行うものであります。

最後に、3の報告事項ですが、損害賠償額を定めたことについて御報告させていただきます。

それでは3ページを御覧ください。

商工観光労働部の補正予算額について、表にまとめております。

一般会計の補正額は、表の2段目、一般会計の行、左から3列目の補正額の計の欄にありますとおり、議案第1号、議案第22号を合わせまして10億8,706万2,000円の増額でございます。

この結果、商工観光労働部全体の補正額は、表の1段目の商工観光労働部の行、左から3列目の欄にありますとおり、先ほどと同額の10億8,706万2,000円の増額となり、補正前の額490億2,134万5,000円に今回の補正額を足した補正後の額は501億840万7,000円となります。

なお、議案及び報告事項の詳細につきましては、この後、担当課長から御説明させていただきます。

○内田委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○渡邊スポーツランド推進課長 スポーツランド推進課の補正予算について御説明いたします。資料の4ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり、一般会計で200万円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計予算は、右から3列目、補正後の額の欄にあります7億9,189万6,000円となります。

補正の内容については、資料5ページを御覧ください。

(事項) スポーツランドみやぎ推進事業費の説明及び事業名欄の新規事業「国際テニス大会開催支援事業」の200万円であります。

次に、事業の詳細につきまして御説明します。6ページを御覧ください。

まず、事業の目的ですが、来年3月にグランドオープン予定の、ひなたTENNIS PARK MIYAZAKIで行われる国際大会の開催を支援することで、本県への誘客の増加やテニスの一大拠点としてのブランド力の向上を図るものであります。

予算額は200万円で、財源は、第2世代交付金と日本一プロジェクト基金となります。

次に、事業の概要ですが、一番下の(4)にあります、先日、来年3月の開催が決定した男子のATPチャレンジャー大会及び4月開催予定の女子の国際大会に係るPR活動が主な事業内容となります。

また、事業費に関しまして、(1)事業内容の大会開催支援事業費として総額500万円と記載しております。内訳としましては、今回の11月補正額が200万円、そして4月に実施する事業費300万円については、債務負担行為での設定となります。

費用としましては、SNS広告のバナー作成・配信、テレビCMや新聞広告の制作・掲載、のぼり旗などの広報物の作成などに要するもので、大会機運の醸成や本県での国際大会の開催を県内外に広くPRすることとしております。

(2)事業の仕組みですが、県と市、競技団

体などと広報活動のための委員会を設置し、事業を実施したいと考えております。

(3)成果指標については、最終成果として、国際大会開催に伴う観客数が、令和8年度で延べ1万人以上としております。

事業期間は、来年度までの2年間としております。

これらの国際大会が開催されることで、本県におけるテニス環境のブランド力の向上を図り、さらなるスポーツランドみやぎの推進につなげていきたいと考えております。

続きまして、資料の7ページを御覧ください。債務負担行為の追加であります。

この後説明いたします、「宮崎県屋外型トレーニングセンター管理運営委託費」と「国際テニス大会開催支援事業」について、記載のとおり債務負担行為の追加をお願いするものであります。

○河村商工政策課長 委員会資料の8ページを御覧ください。

議案第22号のうち、人件費に係る補正予算につきまして、商工観光労働部全体を一括して説明させていただきます。

8ページの表ですが、こちらは課ごとに人件費を記載したものでございます。太線囲いになっております部分が補正額となっております。今回、宮崎県人事委員会勧告に基づきまして、職員の給与改定等に伴う人件費の所要額を計上しているものでございます。

主な給与改定等の内容につきましては、月例給が平均3.05%の引上げ、期末・勤勉手当が年間で0.05月分の引上げとなりまして、太枠の一番下に記載しておりますけれども、商工観光労働部職員の人件費の補正額は、合計で6,736万2,000円の増額となっております。

人件費に関しては、以上となります。

続いて、11ページを御覧ください。

「物価高対応プレミアム付商品券等発行事業」でございます。

予算額につきましては10億1,770万円、財源は国庫でございます。今回、国の経済対策に伴う重点交付金を活用いたしまして、国が示します推奨事業メニューであるプレミアム付商品券を早期に実施することを目的としております。

事業の目的は記載のとおりですが、継続する物価高の影響により、県民の暮らしは依然厳しい状況にあることから、市町村と連携してプレミアム付商品券等を発行することにより、県民の負担軽減や消費需要の喚起等を行うものでございます。

事業の概要の(1)事業内容、(2)事業の仕組みでございますが、市町村が地域の実情に応じて発行するプレミアム付商品券等に係る経費の2分の1を市町村に対して補助するというものでございます。

(3)成果指標につきましては、本事業のプレミアム分による追加の消費喚起額を16億1,500万円と見込んでおります。これらによりまして、最終成果にありますとおり、県民の負担軽減等を目標としたものでございます。

事業の説明は以上でございますが、12ページ目以降にも資料がございます。こちらは先ほど説明いたしました人件費の補正を課ごとに示したものでございますので、説明を割愛させていただきます。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

○福田委員 ATPチャレンジャー大会とおっしゃいましたが、ATPというのは何の略ですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 Association of Tennis Professionalsで、男子プロテニス協会という意味のようです。

○日高委員 債務負担行為になった理由は何でしょうか。500万円の事業費で上げればよかったのではないのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 3～4月に大会が実施されることとなりますので、3月分は本年度の事業で、4月については来年度の事業ということで整理しています。事業は引き続き実施するんですけれども、年度で分けて、積算や予算の確保をしたいと考えて債務負担行為の追加をさせていただきました。

○日高委員 広報とかPRも債務負担はあるんですね。私は、インフラ工事とかについて債務負担はあったとしても、PR関連については、議会で認めれば、次年度に繰り越したとしても事業予算でやればいいという話だと思います。それぞれの事情があるとは思いますが、債務負担行為をどうしてもしないといけないというのはどうなのでしょう。

3月と4月で分けて事業をする場合、財政上の取扱いで債務負担行為の追加をしないと事業ができないということになっているんですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 これにつきましては、財政当局とも話をしまして、このようなやり方で進めてきたところです。3月に行う事業については、のぼり旗作成やCMのコンテンツ作成といったものが中心になると思います。

また、4月以降については、それらを活用したPRが主になるということで、分けた形でPR活動をさせていただきたいと考えています。

○日高委員 基本的に財政課の事情ということですね。それはそれでいいです。

あと、ひなたTENNIS PARK MIYAZAKIを見に行こうと思ったら、工事が佳境に入っていて見学できないと言われたんです。写真もこれだけしか見せてもらえないので、悪いものを隠してるんじゃないかと思うくらいです。

どのぐらいの進捗状況なのかも分からない中、ただ3月にオープン予定となっています。延べ1万人以上の観客を収容するというのが目的になっていますが、観客席はどのようになっているのでしょうか。また、現時点で、どれぐらいお金を取るとか、そういった具体的なものは出てきているんですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 今回のATPチャレンジャー大会に関して申し上げますと、1週間で4,000人程度の観客数を見込んでおります。

大会の入場料につきましては、主催である日本テニス協会と協議を行いまして、本県初の大会であるということ、広くPRしたいということ、それと他県での開催状況などを見まして、今のところ無料で開催したいと考えているところです。

○日高委員 無料はどうかと思います。本会議の知事からの説明で、「有明テニスの森」と同レベルということを言われています。ATPチャレンジャー大会はアマチュアではなくプロの大会ですよ。プロの大会はお金を取って当たり前じゃないですか。アマチュアはお金を取ったらいけないけれども、プロの練習でもなく大会でお金を取らないというのはどうかと思っています。

みやざき公園協会かどこかが管理していると思いますが、公園使用料についても、プロ使用の料金があるはず。20数億円もかかっている

るんだから無料はどうかと思います。

○渡邊スポーツランド推進課長 ATPチャレンジャー大会ですけれども、4か所ほど他県で開催されております。その4か所のうち、神奈川県横浜市での大会は入場料を取っているようですけれども、ほかの3つの大会では、入場料は取っていない状況です。

それに合わせたということもございまして、ひなた宮崎県総合運動公園の規定でいきますと、もし有料となった場合は、その施設の使用料がかなり上がるということで、開催事業費自体も大きくなることも想定されることから、入場料については今のところ取らない方向で考えているところです。

○日高委員 神奈川県での大会では入場料を取っているけれども、ほかのところは取っていないということですが、機能的にいっているのでしょうか。今後、有明と並んでテニスの聖地にするわけでしょう。プロの大会であればお金は取らないといけません。観戦される方は県外からも来るんじゃないですか。こういう施設、あれだけの費用をかけておいて、無料というのはあれだから、宮崎県テニス協会に有料にするように言ってください。

○児玉商工観光労働部長 かなりの金額をかけてこのテニスコートを整備しておりますので、当然、整備したことによる経済効果は生んでいくべきだと思います。

今回の大会についての詳細は決定していませんけれども、料金がどのようになるのかは我々もまだ分かりません。今回、初めて開催させていただきますが、観客数というところでは、かなりの方にお越しいただけるのではないかと考えています。今回のATPチャレンジャー大会だけでも、観客等を含めて4,000人ほ

どにお越しいただけるのではないかと考えており、それだけ多くの方がいらっしゃれば、それだけの経済効果は生まれます。

料金を取るかどうかということについては、当然主催者の判断もございます。我々としましては、日高委員が御指摘のとおり、せっかく大きな金額で整備したこの施設を有効活用するとともに、経済的な効果も最大限本県にもたらすような仕組みというのは必要だと考えております。これまでもいろいろ申し上げてきましたが、有明のテニスコートに並ぶ西の聖地ということで、本県のブランド力が高まれば、さらに国際テニス大会の規模等も大きくなり、有名な選手等に集まっていただけるようになることで、当然お金も取れる大会を企画していただけるのではないかと大いに期待しているところであります。

○日高委員 このATPチャレンジャー大会について、スポーツランド推進課からも説明があったんですけども、ランクで言うと、下から2番目になるようです。ATPツアーマスターズ1000やグランドスラムがあるということですが、最初はいきなり上のランクではなく、下のランクであるATPチャレンジャー大会から始めるようです。

例えば、初めて大会をやるからこのレベルだったら無料でいいよと。でもランクが上がってくれば、当然料金収入は取らないといけないと思います。無料で人が集まることでお金が落ちるということもあるけれども、ひなたサンマリスタジアム宮崎で行われるプロ野球ファームの日本選手権では、3,000円とか4,000円も入場料を取るでしょう。高校野球でも500円の入場料を取りますし、全国高校サッカー選手権大会でも取っています。入場料が無料というのは、本

当に何かこう……。

そういう戦略があって、今回は無料でやりますよというものであれば、私も絶対に入場料を取れとは言いません。先ほど部長が言ったように、そういう戦略を持って、この大会を成功させて、上のランクの大会につなげていきますということであればいいと思うんです。今後はテニスの聖地として県が作り上げるわけですから、一発目のスタートとして、そういう考えだったらいいと思うんですけども、考えたことはないですか。思いもつかないんじゃないでしょうか。

○鬼塚観光経済交流局長 御意見をいただきありがとうございます。

部長もお話ししましたとおり、初年度ということもありまして、入場料無料ということで検討しているところでございます。この大会は下から2番目のランクになりますけれども、ランクが上位になってくると、有名選手が来たり、多くの観客も見込まれることになりますので、そこも見越して、検討していきたいと考えております。現時点で、考えを持っているということではございません。

○日高委員 宮崎県テニス協会とそのあたりを話して、折半するのか。県の施設ですから、施設使用料も取るし、売上も幾らかもらわないといけないわけです。そういうこともしっかり話して進めていってもらう。最初は無料でもしようがないかなと思います。局長が思いつきで言ったわけではないと思うので、よろしく願います。

○坂本委員 このテニスコートの収容人数はどれぐらいですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 インドアコートを含めまして、総観客席数は4,500席ほどと聞

いております。

○坂本委員 先ほどのお答えの中で、1週間で4,000人ぐらいという見込みをおっしゃっていましたが、7日間ということは、1日あたりはどうか。単純に計算すると700人ぐらいの集客というイメージでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 恐らく600～700人ぐらいで推移するんじゃないかと思えます。

○坂本委員 先ほど、部長と日高委員とのやり取りの中でもありましたけれども、チャレンジャー大会はATPツアーの下部ツアーという位置づけになります。今後、上位の大会を目指していくと思うんですが、どのようなスケジュール感——チャレンジャー大会を何回やって、その上で上位の大会を誘致するとか、そういった規模感というのはどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

○児玉商工観光労働部長 まずは、新しく造った、ひなたTENNIS PARK MIYAZAKIの認知度を高めないといけないと思っています。

このテニスコート自体は、全豪オープンが開催されるコートに近いものにしようということで、日本テニス協会からも球足やバウンドなどについての貴重なアドバイスをいただきました。私は専門ではないので詳しく述べられないんですけども、国際大会で活躍したい選手たちがここでテニスの試合をすることで、コート環境に慣れることができます。その選手たちが活躍し、世界ランカーとして100位以内とか50位以内とか30位以内、あるいは10位以内に上り詰めていただけるようになると、そういった選手たちが活躍するための登竜門と申しますか、きっかけとなった大会だということで認知が高まると思います。そういった評価が高まれば、将来的

にさらに上位の選手が集まるような大会につながるのではないかと思います。

今の時点で、具体的に1年目がこう、2年目がこう、3年目がこうといった具体的なスケジュールをお示しすることは難しいんですけども、私どもとしては、このATPチャレンジャー大会を皮切りにしまして——今回は男子ですけれども、女子の大会もございます。また、少年少女と申しますか、より若い世代の大会も日本では開催されておりますので、そういった大会を積み重ねることによって、日本のテニスの試合の最高峰はやはり有明でございますが、我々としては西の聖地として有明に並んでいけるようにしたい。そうすれば、より高いレベルの大会も誘致できるようになるのではないかと思いますので、しっかり頑張っていきたいと考えております。

○坂本委員 部長からの御答弁をいただいて申し訳ございません。

国内で開催されたATPチャレンジャー大会が4か所あるということで参考にされたと思います。中身については主催者側がほぼ決めていくということだと思っておりますけれども、本日お示しいただいたところでは、県としては広報の部分をやっていくということでした。先ほど部長がおっしゃったように、ブランド力の向上とか、西の聖地といった地位を確立していく上で、県や市といった自治体の例を見ますと、大会と同時にいろいろなイベントを開催するなど、行政側の関わりとしてはそういったことをやっているようです。今後、3月までの間に県が広報以外でこういった取組をやる予定はあるのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 まずは大会を成功に導くために、いろいろなPR・広報活動

をしっかりやっていきたいと考えているところ
です。

あと、大会の誘致をするために、関係機関や
市も含めた誘致部会をつくっておりますので、
その誘致部会を通じて別の大会などの誘致につ
いても考えていきたいと考えているところです。

○坂本委員 よく分かりました。先ほど日高委
員が言われたように、県としては重要な取組と
して位置づけられていますので、西の聖地につ
ながるような計画をしっかり見せていただきた
いということを要望して終わります。

○児玉商工観光労働部長 先日、記者発表もさ
せていただいたんですが、テニス日本代表の合
宿が来週から始まります。12月8～18日を予定
しています。

まさに今回新しいコートができて、屋外コー
トの一部供用を開始したところであり、全面供
用開始は来年3月ということで、ATPチャレ
ンジャー大会を開催することになります。今回
の合宿は、本当は来年開催する予定だったの
ですが、1年前倒しでやっていただけることにな
りました。これは、日本テニス協会等と、テニ
スコートの整備や大会誘致の関係についていろ
いろと継続してやり取りをさせていただいた中
で、1年前倒ししていただいたものです。今回
一部供用開始ではありますけれども、ここにっ
て評価をいただいた結果だと思っておりますので、
弾みがついたのかなと思います。こういった環
境が整いつつありますので、しっかり生かして
まいりたいと考えています。

○岩切委員 今年の200万円のうち国庫負担が
100万円ですが、令和8年度の支出負担行為300
万円の中にも、同じような比率で国庫の負担が
あるのでしょうか。

また、宮崎市と共同してPRを行うと伺って

おりますが、同様に市に対しても2分の1程度
の国庫負担が行われての今回の広報活動なのか
という点を確認させてください。

○渡邊スポーツランド推進課長 200万円、300
万円のいずれにつきましても、半分は国庫の負
担がございます。

あと、加えて宮崎市から500万円の負担がある
んですけれども、それについても半分が国庫の
負担となっております。

○岩切委員 テニスコートが完成して、協会に
も努力いただいて、県内の様々な事業所の支援
もあって、ATPチャレンジャー大会が開催さ
れることになったと思います。

初回は国庫負担も含めてPRを行うことがで
きますが、これから先、継続的なものやレベル
アップも含めてテニスの国際大会が実施され
る際には、このような形で国からも支援いただき
ながら、PRを含めた展開をされるという理解
でよろしいでしょうか。それとも今回限りでし
ょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 これについま
しては、財政当局と話しながら、できるだけ予
算を確保するような形でお願いはしていきたい
と思っております。国の交付金につきま
しては、今の段階では申し上げることは難しい
と考えているところです。

○岩切委員 国際テニス大会——チャレン
ジャーレベルからハイレベルなものまでひっく
るめて、西の聖地としてPRを、また、このハー
ドコートを造ったという展開の中では様々な意
見もあったところですから、県民からの御理解
と御協力をいただくためには、誘致と同時に丁
寧なPR活動をしないとイケないと思います。
財政負担を国に頼るかどうかというのは別にし
て、財政当局の判断もあると思っておりますが、この

レベルについては必ずこういう体制で臨もうという方向性を頭の中に置いておいてもらえると。

WBCも来ますし、ラグビーもよく来てくださるんですが、その都度そういう展開があるということを広く周知いただかないと、スポーツランドみやぎづくりのためになりません。そういった意味では、テニス大会についても、これから先、このレベルのものはしっかりPRしていくという姿勢を持っていただきたいのですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 スポーツランドみやぎとしまして、テニスにつきましては、新しい本県のスポーツであると考えております。テニスやほかの競技も含めまして、今後しっかりPRしていきたいと考えております。

○日高委員 宮崎国スポ・障スポ局が工事現場を全く見せてくれないんですが、室内にあるコートがセンターコートみたいになるのでしょうか。

大きい大会の決勝とかになるとセンターコートでやりますよね。例えば、テニスのアカデミーがシーガイアにあります。そこにはセンターコートがあります。中が見えないんですけども、どうなっているのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 今回のATPチャレンジャー大会について申し上げますと、屋外にセンターコートを設ける予定としております。屋内のコートについてはセンターコート化はしないと考えているところですが、今後開催される大会がどのような形になるかというのは検討していきたいと思っております。

テニスは基本的に全て屋外ということになっているようです。

○日高委員 コートが6面並んでいますよね。これが4列で24面ということだと思いますが、

センターコートはどのように造るんですか。

○渡邊スポーツランド推進課長 コートを1か所もしくは2か所だけ設けて、その周りのコートを観客席にするような形でセンターコート化することになると思います。

○日高委員 センターコート化は仮設でやるということですね。

○渡邊スポーツランド推進課長 仮設での設置になると思います。

○日高委員 それはよく分かりました。それならそうやって言えばいいのにな。宮崎国スポ・障スポ局が隠しているとずっと思っていました。

それと、バリアフリー化についてはどのように考えていますか。車椅子テニスもありますので当然バリアフリー化が必要ですよね。建物の形状的にバリアフリーはどうなのでしょう。

○渡邊スポーツランド推進課長 こちらで把握している限りにはなりますが、屋内コートにつきましては、車椅子席も準備してあるということで、バリアフリー化はできているのではないかと考えているところです。

○日高委員 当然あると思うんですけども、思っているじゃ分からないので、宮崎国スポ・障スポ局にしっかり説明に来るように言ってください。建物については、宮崎国スポ・障スポ局ですよ。

○鬼塚観光経済交流局長 施設整備については、宮崎国スポ・障スポ局の所管となります。連携しながら情報はしっかり収集したいと思います。

○山口副委員長 幾つか教えてください。

まず、プロのツアーがあるときに、幾らで貸すのかということなんです。条例上は1面当たり530円ぐらいだと思いますが、こういうときはどのような立てつけになっているのでしょうか。

また、屋内コートに関しては、恐らくきちん

とした利用料をまだ出していないのではないのでしょうか。これは県土整備部の所管だと思うんですけども、同じになるのか、それとも少し変わるのか、県民が負担する金額をどの程度求めていくのかというところが分かっているか教えてください。

あと、仮設という話がありましたけれども、仮設の費用についてはどのように上がってくるのでしょうか。今回の補正はあくまでPR費だったと思うので、そのあたりを分かっている範囲で教えていただけますか。

○渡邊スポーツランド推進課長 施設利用料530円につきましては、どのような形になるかというのは、まだ把握しておりませんので、こちらのほうで所管する教育委員会などに確認させていただきたいと思います。

○児玉商工観光労働部長 副委員長が御質問された件について言いますと、使用料手数料徴収条例の改正案を上程させていただいていたかと思えます。それぞれ使用料金については規定がございます。御紹介のあった金額のような記載があったと思えます。

有料の試合を開催することも当然予定されているテニスコートでございます。ですから有料の場合は定められている金額の10倍以上とかが規定されています。日本テニス協会が入場料を無料にするということであれば、御紹介のあった通常の使用料金になると思えます。大会期間中は占有されますので、大会の日程やコートの面数に合わせて、当然徴収することになります。

○渡邊スポーツランド推進課長 仮設の件ですけれども、他県の状況を見ますと、大体事業費の3割程度が施設にかかる費用ということになっております。今回本県で見込んでおりますのが、事業費としては6,000～7,000万円と考えて

おります。そのうちの3割が施設の費用で、その内訳としてどれくらいかかるのかは把握しておりません。今回の事業費については、主催者である日本テニス協会が負担することになりますので、その内訳の確認は取れていないところです。

○山口副委員長 確認ですけれども、今回の大会を開催するに当たって、今後の県側の予算的な負担はあり得るのでしょうか。上げていただいているPR費のみであって、仮設に対して県側も負担を求められることについては、現在のところ想定していないという理解でよろしいでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 企業などに協賛金を依頼しているところで、ぎりぎりまで協賛金で対応したいと考えているところですが、*一部負担が必要になってくる場合があるかもしれません。

○鬼塚観光経済交流局長 説明がありましたけれども、訂正させていただきます。

我々が事業費として予算計上するのは今回で終わりと考えておりますので、これが全てだと思っております。

○山口副委員長 最後にしますけれども、結構期待していて頑張ってもらいたいと思っておりますが、今後こういう大会を開催するにしても、県側が一定程度支援するのであれば、どれくらい経済効果があったのかということについては、きちんと数値として示していかないと、県民の理解が得られなくなったり、テニスに力を入れていく意味があるのかという議論になりかねないと思えます。

今回の大会については、経済効果がどれだけあったのか、県外からの宿泊客はどれだけ来た

※このページ右段に訂正発言あり

のかというところを含めて、きちんと出しているかというところを含めて、きちんとしていただきたいんですけれども、そういうのをやる考えはありますか。

○渡邊スポーツランド推進課長 経済効果については、少なくとも男女を合わせて1億4,000万円を目標に考えているところです。大会が終わった後にもどれぐらいの効果があったのか、観客が来たのかというのは、しっかり数字的につかんで、今後の大会に生かしていきたいと考えております。

○日高委員 経済効果というと、直接的な経済効果と、ネット中継などによる間接的な経済効果があるじゃないですか。経済効果は一緒くたにできないと思いますが、その経済効果はどこまで想定していますか。

○渡邊スポーツランド推進課長 先ほど申し上げた1億4,000万円につきましては、直接的な経済効果であり、PR効果については別途あると考えております。

PR効果については、今のところ試算しておりませんが、大会終了後にはそういった数字についても把握していきたいと思っております。

○日高委員 これは国際テニス協会とかであれば、そこを配信して——この大会はどうか分からないけれども、大きい大会になると世界各国に配信されるわけですね。サーフィンの国際大会は世界各国に配信されるからすごい視聴数ですよ。

そのあたりまで考えて、国際テニス協会に挨拶に行くべきです。サーフィンのときは、アメリカにある国際サーフィン連盟——ISAに知事が行っていますよ。国際テニス協会はどこにあってどうなっているか分からないけれども、認知度を上げるためには、そのあたりまでつながりを持っていかないと意味がありません。

○渡邊スポーツランド推進課長 参考までに申し上げますと、このATPチャレンジャー大会につきましては、ユーチューブ等でライブ配信されることになっておりますので、皆さんに見ていただけるものと思っております。

○山口副委員長 「物価高対応プレミアム付商品券等発行事業」のほうですけれども、恐らく、国でも補正予算を審議されています。国の審議スケジュールと今回の上程との関係性——市町村が実務を担うと思いますが、市町村議会がそれぞれありますので、この事業効果が発揮されるまでどれくらいかかるのでしょうか。どれくらいで商品券が手元に届くかとか、宮崎県としてはどのように想定されて上程しているのかを教えてください。

○河村商工政策課長 国の予算のスケジュールはなかなか申し上げられないんですけれども、国会の会期は12月17日までとなっております。

過去の実績で見ますと、このようなプレミアム付商品券発行の事業は2月補正で措置しております。直近の事例ですと、県が2月に補正を組んだ場合、3月中に交付申請していただける市町村もありますけれども、4月を超える市町村も多くございます。早い自治体では5月といったところもありますが、大半は6～8月スタートだったと思います。

今回、4か月ほど早めに措置させていただくので、なるべく早く市町村にも予算措置をして進めてほしいというのは、常に伝えていますが、改めて求めていきたいと思っております。

まだ確定的なことは申し上げられないんですけれども、中には年内に予算化をして年度内にスタートしたいという声も市町村から上がっておりますので、少なくとも早めに実施できるのではと思っています。

○内田委員長 関連でないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○渡邊スポーツランド推進課長 委員会資料24ページを御覧ください。

公の施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。

当課が所管しております宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理者を指定するものがあります。

1の(1)施設の概要であります。施設名は宮崎県屋外型トレーニングセンター。設置目的はキャンプ誘致による観光の振興・経済の活性化や県内アスリートの競技力向上など、スポーツランドみやぎきのさらなる推進に向けて設置しているものであります。

令和5年4月1日～令和8年3月31日の第1期の指定管理者は、株式会社馬原造園建設、フェニックスリゾート株式会社、株式会社MRTアドで構成するシーホース宮崎となります。

次に、2の次期指定管理候補者ですが、第1期と同じシーホース宮崎で、代表構成員は、株式会社馬原造園建設となっております。

25ページを御覧ください。

3の次期指定期間につきましては、令和8年4月1日からの5年間です。

4の選定概要の(1)にありますとおり、令和7年7月7日から約2か月間募集を行いました。シーホース宮崎1者から申請がございました。

(2)の指定管理候補者の審査方法については、①審査の流れに記載のとおり、まず当課に

おいて申請書類に基づく資格審査を行った後、その下の②に記載の外部委員で構成します指定管理候補者選定委員会で、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行いました。

その後、③に記載の県職員で構成します指定管理候補者選定会議におきまして、選定委員会の審査結果を踏まえ審査を行い、候補者案が妥当であるかを確認いたしました。

26ページを御覧ください。

④の選定基準等でございますが、全庁的な基準を基に、当該施設の特性を考慮して、施設等の維持管理の適格性や、プロスポーツ・トップアスリートのキャンプ等の受入れについての提案などの項目を設定いたしました。

次に、27ページを御覧ください。

(3)の審査結果及び選定理由でございます。

審査結果につきまして、①の指定管理候補者選定委員会におきましては、500点満点中442点、②の指定管理候補者選定会議におきましては、100点満点中84点でございます。

③の選定理由ですが、選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、採点結果が最低基準点を満たしていること。また、県や市の指定管理者としての実績やプロスポーツキャンプの受入実績等を踏まえた事業計画等から判断して、施設の管理運営を適切かつ着実に実施する能力を有していると認められること。ドローンの活用など、利用者満足度向上のための新たな取組が提示されていること。3者のそれぞれの得意分野を生かし、効率的かつ効果的な施設運営が期待できることなどから、シーホース宮崎を指定管理候補者として選定したものでございます。

5の指定管理候補者からの提案内容でございます。

(1)の指定管理料として、提案額が年額で

5,260万円、5年間総額で2億6,300万円であり
ます。

続いて、28ページ、(2)の収支計画につき
ましては、年間の収入が指定管理料と利用料金
を合わせて6,750万円、人件費や施設運営管理費
などの支出の合計が6,750万円となっております。

最後に、(3)の県民サービスの向上等につ
きましては、プロスポーツチームの利用を主と
しながらも、県民が広く利用できるよう配慮し
た施設の予約調整、地域の住民や県民スポーツ
団体等との連携・交流による地域への貢献など
の提案がございました。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありませんか。

○坂本委員 基本的なことですが、今期の指定
管理期間が3年間で、次期が5年間となってい
ますけれども、この年数が違うのはどうしてで
しょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 前回の指定に
つきましては、まだ施設ができていない中での
指定ということもございました。第1期目の指
定管理ということもございましたので、まずは
3年間で設定させていただきました。

今回の5年間というのは、県の方針もござい
ます。あと、5年間にすることによって、人を
雇ったりすることなどでのメリットがあると思
えています。それと、リース期間などから考え
ましても、5年間という長期の指定にすること
で低減ができるのではないかと思います。

これらにより応募者も増えるのではないかと
いうことで、5年間の指定期間を設定させてい
ただいたところです。

○坂本委員 次期指定管理の審査結果が出て、
シーホース宮崎が2期連続で指定管理を受ける
こととなります。昨日、一般質問の中でも取り

上げられていましたけれども、本来は競争が働
くように複数の事業者から手を挙げてもらえる
ことが一番望ましいと思います。

それはそれとして、「ドローン活用など、利
用者満足度向上のための新たな取組が提示され
ていること」と選定理由が記載されています。
選定理由としていますので、指定期間の間にし
っかり実行されるように目配りや気配りをして
いただきたいと思います。

また、シーホース宮崎については前回から続
いてになりますが、前回の選定のときには、こ
ういった新しい提案はなかったのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 前回の提案の
中では、ドローンの活用についてはありません
でした。

○坂本委員 少し言い方が悪かったです。前回、
選定理由になり得るような新たな提案があつて、
それがしっかりと実行されているかどうかをお
伺いしたいと思います。

○渡邊スポーツランド推進課長 前回のとき
には初めてということもあつて、新たな提案とい
うよりは、施設をしっかりと管理するというこ
での提案がございました。

○坂本委員 県のホームページ上で前回の過程
がもう見られなくなっていますので、そういう
提案があつたのかなかったのかが分かりませ
んでしたが、提案はなかったということですね。

○渡邊スポーツランド推進課長 提案といいま
すか、プロチームをしっかりと受け入れる体制を
取るということで評価しておりました。それ
につきましては、現在かなり利用されてお
りますので、実績としては十分対応していただ
いたと考えております。

○坂本委員 事業者が指定管理を受けるために、
こういうことを指定管理期間中にやっていきま

すという提案に対する評価については、どのような仕組みになっているのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 年度ごとに実績を上げていただくのは当然ですけれども、1か月ごとに実績を提出いただいて、こちらで確認して、それぞれ指定管理者と協議しながら今後について進めていくような内容になっております。

○日高委員 指定管理者は、選定とはいえ大体決まっているんだろと実は思っていたんですけども、私も監査で株式会社馬原造園建設に行って、社長からいろいろな話を聞いたり施設を実際に見せてもらいました。ここのハイブリッド芝の管理について、新たどころが馬原造園に代わってやるのというのはなかなかできません。そこに人を育てているわけです。このハイブリッド芝というのは、ドイツかフランスか分かりませんが、ヨーロッパとかまで行って機械を輸入しています。日本の機械ではありません。ほかのところは、幾らやってもなかなか出てこないだろうと思います。ただ、しっかり管理してもらって、それなりのことをやってもらっているから、それはそれでいいです。

私はこれをやる前から言っていたんですけども、シーホース宮崎という3つの企業にフェニックスリゾート株式会社が入っています。フェニックスリゾート株式会社が運営するフェニックス・シーガイア・リゾートが隣にあるわけです。そこでキャンプしたらシーガイアに泊まるというのは当然出てくるから、その効果も結構見込んでいると思うんです。だから、それも含めてホテルにも効果はあるんだと思います。

当初は800万円とかだったけれども、今回の利用料金が1,400万円ぐらい。それを差し引いた分が5年間の委託料になっているんですけども、

利用料金が1,400万円を超えた分は県と事業者で折半、下回ったら事業者が全部払うと言ったんですね。下回ったときは事業者のみが払うとのことですが、県は責任を負わないのでしょうか。利用料金が計画を下回ったら県は払わないけれども、業者に払わせるというのが指定管理者というものなのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 委員がおっしゃられたとおり、基本的に収入が基準額を下回ったとしても、県からの補填は行わないことになっております。

ただ、県としましても、収入が十分確保できるように指定管理者と連携しながら、引き続き合宿の誘致に取り組んでいきたいと考えているところです。

○日高委員 あれだけの施設ですから、当然いろいろなプロスポーツとか、海外のラグビーやサッカーなどから、今以上に使われることが望ましいわけです。

起こることはないと思うけれども、またコロナ禍みたいになってスポーツができなくなれば、がくっと収入が減るわけです。そういったときの対応はどうなのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 当初予想していなかった事態ですとか、特別の事情がある場合には、施設の管理運営に支障が出てくることもありますので、そういった場合には指定管理者と協議を行いながら対応していきたいと考えております。

○福田委員 指定管理候補者にシーホース宮崎とありますけれども、この3者だけがシーホース宮崎なのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 この3者だけがシーホース宮崎ということで、今回任意の団体をつくって申請を上げてきたことになります。

○**福田委員** 指定管理に応募するときに、3者が組んだほうが取りやすいから組んでいるような気がするんですけども、1者1者選定するのは無理なのでしょうか。

○**渡邊スポーツランド推進課長** 今回、応募があった3者については、それぞれ得意分野があると思います。例えば、株式会社馬原造園建設であれば芝の管理、フェニックスリゾート株式会社であれば接客業を生かした受付業務やホテルへの案内など、株式会社MR TアドであればPRや企画運営というところです。そういったそれぞれの得意分野を生かすために、3者共同で申請を上げてきているところです。

○**福田委員** 組んで指定管理者に手を挙げるやり方は一般的なんですか。

○**渡邊スポーツランド推進課長** 得意分野を生かしながら、組んで申請を上げてくるところもあると考えております。

○**福田委員** 県としてはどうなのでしょうか。まとまってきたほうがいいのか、それともそれぞれの専門なんですけれども、公園・庭園の専門、そしてフェニックスリゾート株式会社とあったときに、県として指定管理者を決めるときは便利なんですか。こちらのほうが便利じゃないでしょうか。

だから、ずるいと言ったらいけないですけども、一緒に頑張ろうという人間がほかにもいるかもしれませんが、3者が組んでいたらもう駄目だなというのがあるような気がしています。そのあたりはどうでしょうか。

○**渡邊スポーツランド推進課長** 本来であれば、競争性を働かせてという考え方もあると思うんですが、施設全体をどうやって効果的に運営・運用していくかといった場合に、それぞれの得意分野がございますので、それを生かした上で

やっていただきたいという考えも一方であるところでは。

○**児玉商工観光労働部長** 少し補足させていただきます。

公の施設の指定管理者制度というのは、以前は委託で施設運営するような形がございました。ただ、利用者の利便性を図るとか、施設の持っている効果を最大限引き出してやっていくに当たって、民間の知恵等もございますので、そういったものも活用しようと。我々のような公の者が税金等を使って設置した施設ですので、それを使用させていただく県民の皆様に喜んでいただけるように、施設の効果を最大限に引き出すというのが、指定管理者制度が出来上がったときの本来の目的でございます。

指定管理者の公募をかけても、当初は数者から応募があったけれども、今は1者からしか応募がないというような御指摘をいただきました。これは我々としても反省するところでございます。先ほど申し上げましたような民間が競い合って、施設の魅力を最大限引き出すような工夫をしていただくことが一番大事なので、競争性を働かせるというのは、我々としても今後も努力していきたいと思っています。

今回の宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理者の募集に当たりまして、かなり苦勞しました。いろいろなところにお声がけもさせていただきながら、周知・広報や説明会等もさせていただきました。結果、この1者だけだったということです。

この1者について言うと、それぞれの持っている強みを生かして、お互いを補完しながら施設運営をしていきたいという御提案があり、それが審査会等において審査されて、候補者ということになっております。施設を有効に活用し

ていただく、県民の皆様がしっかり利用できるようにしていただくという我々の目的は、御提案の内容においてふさわしいものになっていると考えています。

今回はこの内容で御提案させていただいてるんですが、指定期間が5年間でありますので、次期指定管理者の公募をするに当たりましては、今回の委員会で御指摘いただいた内容等を踏まえて、選考や募集方法等についてはしっかり工夫をしていきたいと考えております。

○日高委員 この施設の名前は、アミノバイタルトレーニングセンターから何に変わったのでしょうか。

また、ここで合宿した方が、延べ何人ぐらいフェニックス・シーガイア・リゾートに泊まっているのかお伺いします。

○渡邊スポーツランド推進課長 まず、施設の名前ですけれども、味の素株式会社が継続しないということでしたので、募集を行っているところで、いろいろとお声かけをさせていただいております。

それと、どれぐらいの方が泊まっていたかということについては、手元に資料がないのですが、正直言って把握できていないところです。

○日高委員 それは別にいいです。

聞きたかったのが、指定管理者にフェニックスリゾート株式会社が入っているから、ほかのホテルに波及しないのはどうかということも少しあったりするわけです。そういうこともあって試しに聞いてみただけなので、それは答えなくていいです。どんな状況かだけでもいいので、後でまた教えてください。

施設の名前はまだ決まっていないんですね。年内には新しいスポンサーを見つけて、名前が決まりますという報告があったと思うんですけ

れども、まだ時間が少しありますね。

○渡邊スポーツランド推進課長 12月19日までということで募集を行っているところです。公表につきましては、年明けになると考えております。

○脇谷委員 指定管理料についてですけれども、急激な物価高に対応して、指定管理料をいろいろな費用として積み上げていくのがとても難しかったと思います。

今回、5年間で平準化してこの金額ですけれども、この指定管理料についてはどのように考えたのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 指定管理料ですけれども、基本的にはどれぐらい経費がかかるか、その上で利用料収入がどれぐらいあるか、その差額が指定管理料になります。

経費についてどれぐらいかかるかということにつきまして、まず人件費につきましては、過去5年間の平均の上昇率などを反映した形での積算をしております。その他の経費につきましても、直近の実績額でありますとか、見積額などを基に積算を行ったところがございます。そして、利用料金収入については、過去3年間の平均を用いて、どれぐらいの収入になるかということで算定させていただいたところです。

○脇谷委員 過去5年間の経費を考えてということですが、今後5年間の物価上昇というのは、過去5年間とは比べ物にならないぐらいじゃないかと思います。収入は過去3年間を勘案してということですが、収入をどのくらい上げるつもりでいるのかとか、そういう考え方はなかったのでしょうか。

○渡邊スポーツランド推進課長 経費が今後どれぐらいかかるかということも、ある程度考えた上で積算させていただいております。

収入につきましては、プロの方々に使っていただいておりますが、そういった方が今後も継続して使っていただく形で考えたところです。

○内田委員長 ほか、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○渡邊スポーツランド推進課長 資料29ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについてであります。

この事案は、県有車両による交通事故の損害賠償でございます。

具体的には、令和7年4月11日に、職員が宮崎市大淀の宮交シティ立体駐車場に駐車しようとしたところ、駐車中の相手方車両の右側前部分に接触しまして、相手方車両を損傷した事案でございます。

原因は、職員が十分な安全確認を怠ったことによるものでございます。

損害賠償額につきましては19万8,900円、専決年月日は令和7年10月10日でございます。全額を県が加入している任意保険で支払っております。

交通法令の遵守、交通安全の確保につきましては、様々な機会を通じまして職員に注意を喚起しているところでございますけれども、このような事故が発生してしまいまして、大変申し訳なく思っているところでございます。

今後、このような事故が起きないように、再発防止に向けまして、より一層指導を徹底してまいりたいと考えております。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは最後に、その他で何かありませんか。

○日高委員 これはお願いですけれども、この前、みやざき中央支援学校に行ってきました。高等支援学校が令和9年から新しく開設されるとのことでした。一般質問でもありましたが、併設校として県北、県南、県西に高校のいわゆる支援学校が併設されるということで、教育委員会もいろいろと新たな動きをされていますけれども、先生たちから状況をお聞きしたところ、就職率100%を目指すということらしいです。

先生たちがいろいろな企業を回って、うちの子たちはどうですか、こういうことをしていますよということをお願いしているとのこと。しかしながら、10件中1件か2件ぐらいしか話を聞いてもらえず、8割方の企業は、うちはちょっとという感じで、先生たちは粘り強く、どうにか就職先を探しています。

その中で問題になるのは企業とのつながりで、障がいのある方をぜひ雇用してくれと企業を回るにしても、先生たちにも限界があります。だから、そこは商工観光労働部と教育委員会が連携して、しっかりと労働という形で障がい者雇用の手助けをしていいと思うんですけれども、それはできないんですか。

○児玉商工観光労働部長 私も福祉・保健分野をいろいろ経験させていただいております。障がいのある方の就職というのは、いろいろな困難を伴います。やはりそこには、受け入れる事業者の方の理解、そして当然障がいのある方たちに仕事をするためのスキルを磨いていただくことも大事でございます。

特別支援学校の併設が今後進むということで、委員御指摘のとおり、教育委員会においては就

職率100%を目指すということであれば、相当の御苦労があると思います。障がいのある方が仕事をすることに当たっては、どのような仕事ならできののかということがあります。いろいろな作業工程がありますが、受け入れる側としても、仕事の過程を分解して、障がいのある方ができる仕事を準備するといった工夫が必要になります。

そういったところの理解を双方で深めていくことが大事です。我々は事業者とのお付き合い等も当然ございますし、労働局との関係も持っております。教育委員会からは、今後どのように具体的に進めていきたいのかという情報もいただきながら、当然連携させていただいて、教育委員会の目標に近づけられるような支援を我々も考えていきたいと思っています。

○日高委員 最初は、経営者も障がいのある方がどのような仕事をするのかとか、どのような感じなのかというのは、あまり知らないんです。そこに隔たりがあるから、商工観光労働部としては、企業と特別支援学校をつなぐといった役割をしていただければ、まずはそこがスタートのかなという気はしています。どうにか連携して、就職率100%を目指せるように強く要望したいので、そのあたりの働きかけをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○内田委員長 ほか、その他はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

午後から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後0時56分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

○桑畑県土整備部長 今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料により御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、Ⅰの予算議案では、「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」ほか3件についてお願いしております。

次に、Ⅱの特別議案では、「都市公園条例の一部を改正する条例」ほか1件について説明させていただきます。

次に、Ⅲの報告事項では、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

最後に、Ⅳのその他報告事項としまして、特定利用港湾への対応について（細島港）、ほか1件について御報告いたします。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○内田委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○小藺管理課長 県土整備部の11月補正の概要について御説明いたします。

委員会資料の3ページを御覧ください。

上段色つきの帯に記載させていただきましたとおり、議案第1号と議案第22号の一般会計の当初分と追加分、また、議案第24号「令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）」、さらに表の下から2段目の港湾

整備事業特別会計につきましては、事業費の補正はゼロでございますが、債務負担行為のみを議案第2号としてお願いしております。

以上の計4議案となります。それぞれに予算額、繰越明許、債務負担と内容が細かく分かりますので、少し錯綜するところもあろうかと思いますが、順に御説明いたします。

まず、表の補正予算一覧でございます。太線で囲んだ部分、Cの欄の一番下にありますとおり、一般会計と特別会計の合計は312億1,412万2,000円の増額でございます。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目、Hの欄のとおり1,207億9,914万円となります。

補正の内容は3点に分かれております。1点目がDの欄、当初補正分でございますが、災害対策事業等としまして3億6,540万円。2点目がFの欄、追加補正の1つ目として、人事委員会勧告に基づく給与改定分で1億6,548万7,000円。3点目が追加補正の2つ目で、Gの欄になりますが、国の補正予算に係る国土強靱化対策分として306億8,323万5,000円をお願いするものでございます。

4ページを御覧ください。

ただいま御説明しました補正のうち、公共事業につきまして、補助事業と県単事業のそれぞれを事業別に整理しております。

まずは、補助公共・交付金事業でございます。

表の真ん中、太枠で囲んでいるCの欄、一番下の計にございますとおり308億863万5,000円の増額でありまして、その内訳として、Dの欄の災害対策分が1億2,540万円で、Eの欄の国土強靱化対策分が306億8,323万5,000円でございます。

事業内容の詳細は、後ほど担当課長から説明させていただきます。

5ページを御覧ください。

県単公共事業でございます。

表の真ん中、太枠で囲んでおりますCの欄の一番下に記載のとおり、災害対策分が2億4,000万円でございます。9月の台風で河川に堆積した土砂を除去する費用でございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

今回の給与改定に伴う各課別の内訳でございます。

なお、人事委員会勧告等に沿いまして、今議会に改正が提案されております給与条例等に基づきまして、全庁的に同様の算出を行った結果のものとなっておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

次に、7ページを御覧ください。

これまで御説明した補正額を各課別に整理したものでございます。後ほど御覧ください。

8～39ページは、各課の歳出予算説明資料になります。後ほど担当課長から説明させていただきます。

40ページを御覧ください。

繰越明許費の集計表でございます。

太線で囲んでおります11月議会申請分の欄にありますとおり、議案第1号では追加——新規の設定と変更——これまでの議会で承認いただいた額の増額等を合わせまして、計38億3,681万6,000円をお願いしております。

また、議案第22号では、同様に306億8,323万5,000円、すなわち国土強靱化対策分の補正額全額の繰越しをお願いしております。

内訳は、41ページを御覧ください。

議案第1号の追加分ですが、一番上の「道路橋梁調査事業」をはじめとした7事業で15億6,590万円でございます。

42ページを御覧ください。

変更分でございます。一番上の「公共道路新設改良事業」をはじめ、次の43ページにかけて対象事業を記載しております。

43ページを御覧ください。

表の一番下でございますとおり、合計12事業、また表外の太文字のとおり、増額合計が22億7,091万6,000円となっております。

44ページを御覧ください。

議案第22号の国土強靱化分では、追加分といたしまして、「盛土防災総合推進事業」をはじめ計2事業で2億920万円をお願いしております。

45ページを御覧ください。

変更分として、一番上の「公共道路新設改良事業」をはじめ、46ページにかけて記載しております。

46ページを御覧ください。

表の一番下にありますとおり、11の事業で、増額合計304億7,403万5,000円となっております。

繰越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整等に日時を要したことによるものや、国の補正予算の関係により、工期が不足することによるものであります。

なお、先ほどの御説明のとおり、国土強靱化の補正に関しましては、その全額の繰越しをお願いしております。前倒しの発注に努めることはもちろんでございますが、繰越しをお認めいただくことによりまして、施工時期の平準化にも配慮いたしまして、事業者には過度な負担が生じないよう取り組んでまいりたいと存じます。

47ページを御覧ください。

債務負担行為の追加でございます。

まず、議案第1号は、いわゆるゼロ県債に関するものでございます。先ほどの繰越しとも合わせまして、公共事業の早期発注や施工時期の

平準化を図るため、今年度の支出は伴わずに前倒しして事業を発注できるようにするものであります。

このページから49ページにかけて、対象事業を記載しております。

49ページを御覧ください。

表の一番下でございますとおり、合計で17件40億950万円であります。

50ページを御覧ください。

議案第22号の国土強靱化対策関係では、「ダム施設整備事業」の6件15億5,700万円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。こちらは、放流ゲートの開閉装置等の工場製作に1年以上を要し、また、施工時期が出水期ではない時期に限定されますことから、工期が複数年にまたがることを見込まれますので、債務負担行為をお願いするものでございます。

51ページを御覧ください。

議案第1号に係る債務負担行為の変更でございます。「ひむかスタジアム両翼拡幅事業」におきまして、排水工事の追加や資材価格の高騰等に伴いまして限度額を変更するものでございます。

52ページを御覧ください。

最後となりますが、港湾整備事業特別会計における繰越明許費の補正です。「細島港整備事業」つきまして1,800万円の増額をお願いするものでございます。

駆け足の御説明で恐縮ですが、補正予算の概要に係る説明は以上でございます。

○植村技術企画課長 議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」について御説明いたします。

委員会資料の15ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、表の左から3列目、補

正額の欄にありますとおり1億3,477万1,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目、補正後の額の欄にありますとおり6億1,789万8,000円となります。

続きまして、補正の主な内容について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

一番下の(事項)盛土防災総合推進事業費であります。これは盛土規制法に基づく基礎調査等を行う事業であります。国の補正予算に伴い、1億2,600万円の増額をお願いするものであります。

主な事業内容としましては、既存盛土等における応急対策の必要性の判断や、安全性把握調査の優先度評価に伴う基礎調査を行うものであります。

○椎葉道路建設課長 議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」について御説明いたします。

委員会資料の17ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、道路建設課計の左から2列目の欄ですが75億8,860万円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は290億9,770万8,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。18ページを御覧ください。

(事項)公共道路新設改良事業費であります。これは、県が管理している国県道の道路改良を行う事業でありまして、国の補正予算に伴う75億8,860万円の増額であります。

主な事業内容としましては、国道447号や国道448号などでの整備を予定しております。

補正予算の説明は、以上であります。

○大部園道路保全課長 当課は、補正予算の議案が2つございます。初めに、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」について御説明いたします。

委員会資料の19ページを御覧ください。

当課の補正額は、一番上の行、道路保全課計の左から2列目の欄にありますとおり1億2,540万円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は、172億851万7,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

20ページを御覧ください。

(事項)公共道路維持事業費であります。これは、国の補助金等を受けて行う、橋梁やトンネル等の点検・補修や、交通安全施設の整備に要する経費でありまして、国庫補助決定により1億2,540万円の増額を行うものであります。

事業内容といたしましては、鰐塚山田野停車場線の災害防止対策工事を予定しております。

続きまして、議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」について御説明いたします。

21ページを御覧ください。

当課の補正額は、一番上の行、道路保全課計の左から2列目の欄にありますとおり70億8,543万1,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は242億9,394万8,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

22ページを御覧ください。

一番下の(事項)公共道路維持事業費であります。国の補正予算に伴い70億6,230万円の増額をお願いするものであります。

主な事業内容といたしましては、橋梁やトンネルの補修工事をはじめ、道路のり面の防災対

策や舗装補修などの老朽化対策、交通安全対策などを予定しております。

○中武河川課長 当課の補正予算の議案は2つございます。初めに、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」について御説明いたします。

委員会資料の23ページを御覧ください。

左から3列目、当課の補正予算額は2億4,000万円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目、補正後の予算額は215億9,385万7,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

24ページを御覧ください。

（事項）県単河川改良費であります。これは、浸水の生じた河川等において、築堤や土砂の除去を行う事業ですが2億4,000万円の増額であります。

主な事業内容としましては、9月の台風第15号におきまして、氾濫が発生した河川への対策を講じるもので、富高川などの堆積土砂除去を行うものであります。

続きまして、議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」について御説明いたします。

委員会資料の25ページを御覧ください。

左から3列目、当課の補正予算額は102億369万9,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目、補正後の予算額は317億9,755万6,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

26ページを御覧ください。

上から3番目の（事項）ダム施設整備事業費であります。これは国の補助を受けて、ダム管理施設の老朽化対策のため、放流施設や機器の

更新等を行う事業で、国の補正予算により24億1,243万5,000円の増額であります。

主な事業内容としましては、岩瀬ダムの放流設備改良工事などであります。

次に、28ページを御覧ください。

（事項）公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて、洪水による浸水被害を軽減するための堤防の整備や河道掘削などを行う事業で、国の補正予算により76億3,140万円の増額であります。

主な事業内容としましては、三財川の護岸工事などあります。

次に、その下の（事項）公共海岸事業費であります。これは国の補助を受けて、海岸保全施設の整備や老朽化対策を行う事業で、国の補正予算により1億4,700万円の増額であります。

主な事業内容としましては、海岸保全施設の長寿命化計画の策定であります。

○三橋砂防課長 議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」について御説明いたします。

委員会資料の29ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、砂防課計の左から2列目の補正額の欄にありますとおり30億3,297万1,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は、88億7,149万9,000円となります。

続きまして、補正の内容について御説明いたします。

30ページを御覧ください。

（事項）公共砂防事業費であります。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や、地滑りのおそれがある箇所での対策工事を行う事業であります。国の補正予算による

22億7,650万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、都農町の釜谷川において、砂防堰堤工などを予定しております。

次に、その下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での対策工事を行う事業であります。国の補正予算による7億5,600万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、日向市の岩崎1地区において、のり面工などを予定しております。

○那須港湾課長 議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」について説明いたします。

委員会資料の31ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、港湾課計の左側2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計で25億375万6,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は、一般会計が91億9,755万1,000円となり、下段の港湾整備事業特別会計11億6,517万7,000円と合わせまして、当課の合計は103億6,272万8,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。33ページを御覧ください。

上から2つ目の(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。これは港湾区域内の公共海岸保全施設の整備等に要する経費であります。国の補正予算により5,250万円の増額を行うものであります。

主な事業内容といたしましては、外浦港防波堤の設計などです。

次に、一番下の(事項)公共港湾建設事業費

であります。これは公共港湾施設の整備等に要する経費であります。国の補正予算により24億3,705万円の増額を行うものであります。

主な事業内容といたしましては、油津港の第10岸壁延伸のための地盤改良工事などです。

○村岡都市計画課長 議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」について御説明いたします。

委員会資料の34ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、都市計画課計の左から2列目の欄ですが1億1,776万2,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は59億642万9,000円となります。

次に、補正の内容について御説明いたします。35ページを御覧ください。

まず、ページ中ほどの(事項)公共街路事業費であります。これは、都市部における街路の整備を行う経費でありまして、国の補正予算に伴い8,505万円の増額補正を行うものであります。

主な事業内容といたしましては、町小丸線の道路拡幅などを予定しております。

次に、一番下の段の(事項)公共都市公園事業費であります。これは都市公園施設の整備を行う経費でありまして、こちらも国の補正予算に伴い2,520万円の増額補正を行うものであります。

主な事業内容といたしましては、ひなた宮崎県総合運動公園のひなたサンマリンスタージアム宮崎における給水管の設計などを予定しております。

○松田建築住宅課長 議案第22号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」について御説明いたします。

委員会資料の36ページを御覧ください。

左から3列目の一番上、当課の補正予算額は8,946万8,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目、補正後の予算額は28億9,241万6,000円となります。

以下、主な補正内容について御説明いたします。

37ページを御覧ください。

一番左の列、(目)住宅建設費の(事項)公共県営住宅建設事業費であります。これは、県営住宅の整備に要する経費でございますが、国の補正予算により8,320万円の増額であります。

事業内容は、県営生目台北団地の外壁改修工事であります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

○坂本委員 資料28ページの(目)河川改良費に関する工事で、掘削等の工事だと思いますが、県内の対象になるところに対して、この数年間で、どの程度国土強靱化対策が進んでカバーされているのでしょうか。

○中武河川課長 国土強靱化の予算と掘削の量ということでお答えさせていただきたいと思うんですけれども、平成30年から令和2年にかけて、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、国の国土強靱化対策の予算をいただきまして、約200万立方メートルを掘削してきております。

その後、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」ということで、令和2年の補正から令和6年までの補正をいただきまして、約151万立方メートルほど掘削しているということでございます。

掘削の進捗といいますのは、台風などの大規模な災害により、その都度、土砂の流出がある

ものですから、毎年その要望を各土木事務所から聞き取りまして、補正予算等で対応しているというのが実情です。これまでの国土強靱化対策分について、当初要請した分が幾らかと言いますと、進捗が明確には出ていないところですが、その都度要望させていただいているという状況でございます。

○坂本委員 工事されているところをよく見かけています。1回掘削しても、当然、時間がたつとまた堆積していきます。ある程度計画的にというか、周期を持って対策していかないとけないと思いますが、実情としては、それぞれ状況を聞きながら進めていると理解してよろしいでしょうか。

○中武河川課長 委員のおっしゃったとおり、状況を見ながらではあるんですけれども、河川改修計画がある区間の掘削を進める際は、ある程度計画的に補正予算を活用したり交付金を活用したりしていきます。再堆積などが起きると、交付金で対応できない部分もございますので、そこについては、県単予算を活用しながら掘削を進めたり、いろいろ予算を駆使しながら対応しているところです。基本的には、家の浸水が発生したところとか、緊急度を勘案しまして、優先的に掘削しているという状況でございます。

○日高委員 総括的なことを先に聞きたいんですけれども、第1次国土強靱化実施中期計画に伴い、国は5年間で20兆円強の事業規模を目指すということでありましたが、今回、蓋を開けてみて、国土強靱化分の11月補正が約400億円という中で、県土整備部分はそのうちの約306億円ということだと思っただけなんですけれども、前年度と比較してどうなのかとか、国土強靱化対策の今後の流れだとか、その状況について説明してい

ただければと思います。

○植村技術企画課長 国の補正予算がまだ成立しておりませんので、どのような形で配分されるというのはまだ不透明なところでございます。今回、第1次国土強靱化実施中期計画の重点的に進めるメニューに沿って、本県で必要と思われるものを要望した形で、300億円強の補正予算を計上させていただいております。12月末までに国の予算配分が見えてくるとお思いますので、どのような形で配分されるかということについて、今のところ正確なお答えはできないところでございます。

また、第1次国土強靱化実施中期計画につきましては、今後5か年の物価高騰等につきましても、予算編成時に考慮することになっております。前回の5か年加速化対策の15兆円に対して20兆円強ということですので、若干の増額は期待しているところですが、今のところ、正確な話はできない状況でございます。

○日高委員 不正確な話でもいいです。県土整備部としてどういう見立てをしているかということを知りたいと思っています。決まっていること、決まっていないことではなくて、前年と比べてどのくらい期待をして見立てて、令和7年の補正の部分はどのくらい増額しているとか、そういうことをお願いします。

○植村技術企画課長 昨年度の5か年加速化対策の5か年目の補正に関しましては、250億円強を要望させていただきましたが、実際の配分につきましては、国土強靱化予算が165億円程度でございました。65%程度の内示といったところでございました。

今回につきましては、300億円強ということでございまして、一定程度の伸びをある程度期待しているところでございますが、細かな数字ま

では控えさせていただきたいと思います。

○日高委員 それでいいです。見立てね。

○小藺管理課長 ただいま技術企画課長が申し上げましたとおり、最終的にどういった形になるのか見えないところではございますが、まず、県の予算ベースで考えましたときに、昨年度が259億円でした。資料3ページの国土強靱化のGの欄を見ていただきますと、今年度の合計が約306億円になってございますが、こちらとの比較になります。18.5%程度伸ばして要望させていただいているところでございます。

一方で、今回の国土交通省の補正予算を見ますと、総額こそ3兆円ということで30%ぐらいの伸びを見せていますが、公共事業でいきますと10%程度の伸びとなっております。私どもも、今回は第1次国土強靱化実施中期計画の初年度ということで、それなりに期待しておりますが、どれぐらいの内示があるかというのは見えないところでございます。

ただ、予算ベースで少なくとも1割の増額になっておりますので、何らかの一定の上積みはされてくるのではないかとこのところ、国からの内示を待っているところでございます。5か年の計画ですので、この先も含めまして、しっかり対応してまいりたいと考えます。

○日高委員 国の経済対策は大体30%の伸びだけれども、国土強靱化——公共事業については10%程度の伸びということで、期待していたほどはないが、若干は伸びてきているということですね。

○小藺管理課長 おっしゃるとおりでございます。

○日高委員 議会が終わったら、箇所づけという細かいものが配られると思うんですけれども、その中の災害復旧工事というのは、儲からない

とか、赤字の可能性があるので入札に参加してもらえず、不落が起きるとい状況です。いい工事を目指していくんですけども、県の最低制限価格みたいなものがある、幾ら仕事を取っても8%は国庫に返さないといけないという中で、設計変更だとか、物価スライドとかをいろいろ考えると、100近くまで行っている事業もあるかと思いますが、公共事業を経済対策として見るならば、業者が仕事を取って経済が回っていくという仕組みは、今のままだとかなり弱いような気がしています。

県としても、国との連携の中で、そういった建設事業者も経済対策による実入りが少しでも増えるような状況をつくっていかないと、建設業というのはなかなか……。この間、鳥インフルエンザが日向市で発生しましたが、建設業が穴を掘らないと処理ができないんです。また、災害が起こった後に、河川や道路について県民が言うけれども、そこを直していくのも建設業の役目です。各市町村にAクラスぐらいの建設業が1社ずつないと、なかなか手は加えられないという状況。それと、若手がなかなか入ってこない状況などを加味すると、国土強靱化の事業予算がついても、建設事業者への実入りがなければなかなか簡単にうまくいかないと思います。

地元のいわゆる建設産業という大きな枠の方々が、もう少し事業に率先して参加できて、少しでも実入りがあって経済が潤うというような状況を県土整備部にはつくっていただくよう要望します。今後しっかりとそのあたりを捉まえてやっていただければと思っております。

もう一つ、今回のゼロ県債が40億円ということでした。今年は少し多めなのではないでしょうか。事

業量の平準化を考えると、ある程度やらないといけない部分があるので、考えてくれたような気がするんですけども、私たちはどのように理解すればいいのでしょうか。

○植村技術企画課長 委員がおっしゃるように、例年より少し多めに——例年30億円程度だったんですけども、今年は40億円程度積ませていただいております。

主な理由といたしましては、国土強靱化の5か年加速化対策が終わり、第1次国土強靱化実施中期計画の1年目となります。令和7年の補正から計画1年目の措置がなされるであろうということで、不確定要素がかなり大きいということもございまして、事業量の平準化や事業の早期効果発現など、前倒しで発注することを……。補正が不透明だということもありまして、ゼロ県債を多めに計上させていただいております。

○日高委員 ゼロ県債をうまいこと、毎年転がしていてももらえればいいのかという気がしております。

それと、小さなことですが、「県単河川改良事業」がありますよね。富高川ほか4河川とありますが、富高川の延長は何メートルぐらいですか。

○中武河川課長 富高川でございまして、河川の管理をしている延長は6,350メートルでございまして。

○日高委員 6,350メートル。結構詳しいですね。河道掘削を行うということですが、土捨場とかはどうなのでしょう。土捨場を探さないといけない部分が出てきますが、これはこの事業だけでなく、ほかの事業でもあると思うんです。土捨場については、大体めどがついてやっているのかということをお伺いします。

○中武河川課長 土捨場につきましては、確かに委員がおっしゃるとおり課題でございまして、今年度から盛土規制法が始まったということで、これまでのようにどこでもいいというわけではなくなってきております。

現在のところ、今年度掘削する分のめどは立っておりまして、補正予算を活用していく分につきましては、現在確保している分に加えて、今後、盛土規制法の許可を取っていく場所や現在設計中の場所を仕上げで使うとか、あるいは有償処分場が増えてきているところもございしますので、そういったところも活用しながら進めていきたいと考えているところです。

○日高委員 土捨場は近くにあれば経費もかかりませんが、有償処分場がどこにあるか分からないですけれども、距離があると、捨てるための予算というよりも運ぶための予算がかかります。

そのあたりも問題です。探すのは河川課、許可をするのは盛土対策課でしょう。でも、同じ部局にいるわけだから、河川課と盛土対策課、また砂防課とかと連携はできないものですか。

○前田盛土対策課長 残土処分の関係につきましては、大きなルールがありまして、まずは自らの工区で流用したり処理するというところがございまして。それができない場合に、公共工事などに流用していくこととなります。それから、先ほど出ました有償処分場などもあります。そういったところを考えていくこととなります。さらに、有償処分場が駄目な場合には、通常の民間のところを持っていく形になってきます。

その中で、それぞれの事業課も含めてになるんですけれども、みんなでどういった方法で残土が処分できるのか、それぞれの事業でできないのかという部分も、盛土対策課とセットにな

って検討していくという形で、連携していきたいと考えております。

○日高委員 そういう一定のルールがあるということですが、河川課が盛土対策課に相談に来るということはないんですか。

○前田盛土対策課長 相談に来られることはあります。

○日高委員 どういう回答をしているんですか。

○前田盛土対策課長 基本的には、まず残土処理については、盛土規制法の運用が開始されたことで、これまでと違って、転圧や排水施設の処理、のり面処理など、何よりも生命財産を優先しなければならないということで、そこはしっかりやっていくことが前提にございます。

その上で、どういった形で処理できるのかということで、残土を持って行く場所をどうするのかということ併せて検討させていただいているところでございます。

○日高委員 土捨場がないと工事もできません。捨てられないときは、川のとまっていないところに重機で寄せたりしないといけなくなります。雨が降って大雨が降ると、また戻ってくるから一緒なんですよ。

だから、そのあたりも河川課がもう少ししっかりしないと。業者と土木事務所との連携も深めて、業者任せではなくて、河川課も適正に捨てられる土捨場をしっかりと確保することが重要だと思います。そういうことはやっているのでしょうか。

○中武河川課長 当然、土木事務所と候補地の確保がどういった状況で進むかといった確認はしております。また、設計が必要になりますと設計費用も要りますので、事務所の状況を確認しながら、適切な予算もなるべく確保できるよう、河川課も関与しながらやっております。

○日高委員 お願いします。

○脇谷委員 少し重複しますが、盛土防災の調査対象箇所は何か所ぐらいあるのでしょうか。

○前田盛土対策課長 今回、補正で実施します基礎調査というものになりますが、全体規模から申しますと、応急対策の必要性を判断する調査対象箇所が県内全体で約2,900か所ございます。県の管轄する部分が約2,900か所ございまして、これまでの補正予算等も活用することで、このうち約1,100か所の調査を済ませております。この中で、応急対策が必要な場所はこれまで発生しておりません。今回の補正予算でお願いしているところで行きますと、残りの約1,800か所について、応急対策の必要性を判断する調査を進めていくということになっております。

○脇谷委員 もう一つ、資料24ページの「県単河川改良事業」についてです。

富高川ほか4河川で、台風第15号の被害箇所の堆積除去ということだったんですけれども、富高川ほか4河川における予算2億4,000万円の割合と、その予算はどのくらいなのか、予算配分については土木事務所からの要望なのかどうか、緊急対策としてどこを一番最初に施工するのかということについて、考え方も含めてお願いいたします。

○中武河川課長 御指摘のありました「県単河川改良事業」の2億4,000万円ですけれども、この予算につきましては、台風第15号で氾濫した河川について、緊急に対応が必要ということで予算を上げさせていただいております。

線状降水帯が県北でできたものですから、それによる被害ということで、いずれも日向土木事務所管内の5河川になっております。

内訳を申し上げますと、大体の河川の堆積状況を見ながら事務所から要望をいただいている

んですけれども、富高川が7,000万円、奥野川が4,000万円、門川町にある三ヶ瀬川が3,000万円、丸バエ川が5,000万円、迫野内川が5,000万円ということで、トータル2億4,000万円の予算を計上させていただいております。

これ以外にも、氾濫はしていないものの緊急に対応すべき河川がございました。それにつきましては、ゼロ県債を4億7,100万円ほど計上させていただいておりますので、緊急度のあるところから優先して、早期に対応していきたいと考えているところです。この4億7,100万円については、もう少し緊急度を精査しながら対応していきたいと考えております。

○山口副委員長 聞き逃していたら申し訳ないのですが、資料51ページに「ひむかスタジアムの両翼拡幅事業」があります。1億円ほど債務負担が増えていると思うんですけれども、どうしてこうなったのか教えてください。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 当初の段階から変更で1億円上げさせていただいております。当初は、ひむかスタジアムの両翼を拡幅するだけで考えていたところなんですけれども、関係者と意見を交換する中で、外野芝生の水はけが悪いという御指摘がありまして、水はけ対策として、外野フェンスの前にあります側溝を大きくしたり、暗渠排水を改良したりということで、水はけ対策についてもこの事業の中で考慮することとしております。

この工事の中でその分の排水工事も追加するというのを考えまして、追加での変更をお願いしたいと考えております。

○山口副委員長 よくなっていくことについてはいいんですけれども、工事内容が結構変わったわけじゃないですか。そういう場合は新規事業とかにならないのでしょうか。細かい説明は

今回あまりなかったですけれども、現在ある事業の枠組みをどんどん広げていって、知らない間にどんどん工事の内容が変わって増えていかれても困るなども感じたところです。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 少し言葉が足りていなかったんですけれども、水はけ対策をする予定がなかったわけではございません。当初の考え方として、フェンス前の側溝については、拡幅に合わせて、もともとある側溝を再利用する予定でございました。水はけが悪くてなかなか水を吸収し切れないという御指摘を関係者の方から受けまして、もとの側溝をもう少し大きくすればいいんじゃないかということから、今回の工事に併せてやりたいと考えております。

1億円の増ではありますけれども、この側溝については、その中の主なものの一つでございます。ほかにもそのことに合わせて、少しフェンス擁壁の形が変わったりすることや、資材の高騰や労務費の高騰なども含めまして、変更をお願いしたいと考えております。

○日高委員 設計変更になるということですね。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 設計の変更といたしますか、設計の見直しでございます。

○日高委員 両翼の工事は知っていますけれども、それだけしかしないのでしょうか。壁とか、バックネット裏のネットの張り替えも言っていたと思いますが。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 この事業として書いているのが、両翼の拡幅事業だけですけれども、フェンスや芝の張り替えであったり、内野側の側溝の入れ替えとか、他のメニューもございます。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 委員会資料の53ページを御覧ください。

議案第5号「都市公園条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

1の改正の理由であります。宮崎県総合運動公園にある庭球場の改修等に伴い、使用料の改正をするものであります。

2の改正の内容であります。改修後の維持管理費用や施設の利用見込みなどを考慮し、使用料の一部を改正するものでございます。

このことにつきまして、54ページを御覧ください。

改正する使用料のうち、主なものを表に示しております。

具体的には、庭球場の屋内コートは1面1時間につき、児童生徒が430円、その他の者は860円、自転車競技場は1時間につき、団体の場合、児童生徒が720円、その他の者が1,440円、合宿所は1人1泊につき、小学校児童及び中学校生徒が690円、高等学校生徒が910円、その他の者が2,050円、陸上競技場照明は1時間につき、団体が2,440円、個人が1,220円などとなっております。

53ページにお戻りください。

3の施行期日につきましては、施設の完成予定などを目安に公布の日から起算して、庭球場が5月、自転車競技場が7月、合宿場が9月、陸上競技場照明が4月を超えない範囲内において、規則で定める日としております。

次に、55ページを御覧ください。

左下の平面図では、今回使用料を改正する施

設の位置を、また、写真やイメージ図では、改修を進めております施設の現在の状況などを示しております。

○椎葉道路建設課長 委員会資料の56ページを御覧ください。

議案第10号の国道448号石波工区で施工します(仮称)石波トンネル工事(1工区)に関する「工事請負契約の締結について」であります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、串間市大字市木で実施している道路改良事業で、延長3,200メートル、車道幅員6メートル、全幅7.5メートル、全体事業費は約170億円となっております。

2の工事概要であります。

57ページを御覧ください。

上段に平面図、下段にトンネルの断面図と写真を示しております。

上段の平面図を御覧ください。

トンネルの全体延長は2,555メートルであり、現在、黒色で示している延長1,044メートルの2工区が完了しており、今回は赤色で示しております延長1,511メートルの1工区のトンネル工事を施工するものであります。

56ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約の金額は、82億4,054万3,971円。契約の相手方は、戸田・谷口・戸敷 特定建設工事共同企業体。

工期は、契約発効の日から令和11年12月28日までであります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案第5号「都市公園条例の一部を改正する条例」について質疑はありませんか。

○山口副委員長 庭球場等の金額の決め方につ

いて根拠を教えてくださいたいのですが、宮崎市などとも違いますよね。同じ屋内テニスコートが宮崎市清武町にもありますが、恐らくこちらのほうが安いかと思います。また、プロとアマチュアで金額を変えている自治体もあったと思います。あえて今回は入れていなさそうですけれども、そういう区分をつけなかったところも含め、どうやって決めたのか教えてください。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 まず、使用料の決め方でございますけれども、6月定例会などでも、屋外のコートについて御説明させていただいたところです。

テニスコートですと、受付スタッフを配置されることによる人件費とか、定期的にコートの維持・補修をしていく維持管理に関する費用、そして、今後の使用見込みを考慮した上で設定することになります。屋内コートですと、これらに加えて、屋内空調設備など、屋外にはない設備をプラスしますので、その分の維持管理費用なども考慮した上で設定しています。

あと、先ほど宮崎市の話も言われましたけれども、屋内コートは清武町だけですが、屋外コートであればほかのところにもございます。ほかに県外のコート利用料金など、将来的に年間で利用されるコートの利用見込みを考慮して設定する上で、これらを踏まえまして料金を設定したところでございます。

ちなみに、宮崎市の料金と比べると若干安めになります。愛媛県をはじめ他県のテニスコートと比べると、おおむね価格帯が一緒なので、妥当な金額かと思っております。

また、プロとアマチュアの違いについて、先ほど御質問がありましたが、都市公園条例の中で、プロとアマチュアの料金設定の違いについては、別途取り決めがあります。基本的に、プ

ロの場合はアマチュアの料金の10倍になります。その上で、入場料を徴収するような形での使用については、さらに2倍ということで、単純に入場料徴収するプロのイベントであれば、アマチュアの20倍の使用料を料金に掛けて徴収するという取り決めを都市公園条例で定めております。

○山口副委員長 確認ですが、テニスの世界大会が来年あったり、今月もプロの方がキャンプをされると聞いていますが、そのときの値段というのは、屋外の値段の10倍を基本的に徴収していくということでもいいんですか。大会は無料の方針だということで先ほど説明がありましたが、幾らで貸すのかという話については、まだこれからという話でした。条例上は10倍で徴収するという形になり得るということでもいいのでしょうか。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 使用料につきましては、この議案を議決いただきましたら、いつ供用するかによって、使用料の施行の時期を決めていく形になります。施行ができるのであれば、この料金で施行していく形になるかと考えております。

あと、先ほど言われました料金につきまして、我々が今回言えることとしましては、この条例に基づいて徴収していく形になるということですので、そのような状況でございます。

○福田委員 陸上競技場照明の金額はどこから算出されるわけですか。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 ほかの照明も一緒でございますけれども、陸上競技場の照明につきましては、基本的に設置する機器の1時間当たりの電力使用量に、九州電力などの実際の単価を掛けて料金を設定するような形にしておりますので、実際の使用にかかる料金と

考えていただければいいと思っております。

○福田委員 そうであれば、個人が10人であっても個人なのか。そういうのは、1人ということでしょうか。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 団体と個人というのは、あくまで申込みのときの取扱いになってくると思います。10人と言われると団体になってくると思いますけれども、申込みをされる方が個人と団体のどちらで申し込まれるかになってくるかだと思います。料金の決め方については、ひなた宮崎県総合運動公園のほかの施設に合わせていますが、ほかの施設でも、個人の場合は団体の半分という形で運用していますので、陸上競技場についても、そのような運用で考えているところでございます。

○福田委員 例えば、4～5人だけでも、高校で申し込んだほうが団体扱いになるからいいなど、そういったことをいろいろ考えられたらどうされますか。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 高校で申し込まれるというのであれば、当然、団体扱いになるかと思えます。あくまで申込み方で変わってくるかと考えております。

○日高委員 先ほど副委員長に答弁されたことですが、12月にテニスのプロが来てキャンプをするから、都市公園条例にのっとってアマチュアの10倍の使用料を取ると言うけれども、結局、最終的には条例で何か逃げ道があるんじゃないですか。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 私たちのほうに、まだ具体的に相談とかが来ているわけではないので、お示しすることが難しいですけれども、都市公園条例の第15条の7というところに、「知事は、適当と認めるときは、有料公園施設の利用料金を当該指定管理者の収入として、

収受させるものとする」とございます。その場合の利用料金については、あくまで限度額を超えない範囲内で指定管理者が定めることができるということでございます。ひょっとしたら、そちらのほうを言われているのかと思ったところでした。

○日高委員 多分そのあたりの話になってくるのでしょうか。結局、そうなるのではないのでしょうか。知事が認めれば、低料金でよかったり、無料でいいよということになりますよね。大会は無料だから。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 私がこの場でどうすることができるというのは、なかなか言い難いところがございますけれども、そのあたりは、実際の運営をやっております教育委員会であったり、誘致をしている商工観光労働部などとも、協議しながら進めていく形になるかとも考えております。

○山口副委員長 テニスコートの照明設備についてですけれども、宮崎市の場合は、照明設備においてもプロとアマチュアで変えているみたいです。今の説明だと、使用料の10倍の話は、あくまで床の使用料になるのでしょうか。照明については280円になってしまうのか、それともこれも10倍になるのでしょうか。陸上競技場は、照明も個人と団体で変えていらっしゃるようですけれども、どこまで10倍の使用料が適用されるのか教えてください。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 都市公園条例の定めている中では、プロが使う場合は、基本的には10倍とか20倍になると考えております。

○山口副委員長 今回のテニスコートは、世界に誇るような形で造っていますが、ほかの県と比べても遜色ない利用料で使えますよというのは、果たしてどうなのかというところもありま

す。県民がこれくらいの金額で使えることは非常にいいと思うんですけども、県外の方などがこの値段で使うというのは、果たしてどうなのだろうかと思います。県外価格じゃないですけども、県外の方の利用料については、プロやアマチュア問わず多少上げるとか、そういう検討とかはされなかったのでしょうか。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 今のところ、そこまでは踏み込んで検討しておりません。

○山口副委員長 どうしてでしょうか。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 確かに、会場がすごくよくなるということがございまして、副委員長の言われるとおり、他県の方が使うときには、もう少し高く取ったらという話があるかもしれませんが、今の段階では、そこまでまだ議論を深めていないところがございます。そのため、県民以外を高くするとかというところまで踏み込んだ料金設定は、まだ考えていない状況でございます。

○日高委員 少し外れるけれども、巨人軍がひなたサンマリスタジアム宮崎にキャンプに来ますが、あれも知事が認めて、使用料を取っていないのではないのでしょうか。恐らく、試合のときは取るんでしょう。練習では取らないので試合くらいは取らないといけない。県土整備部に対して言ってもしょうがないけれども。

○丸岡美しい宮崎づくり推進室長 細かいところまでは把握してないところがございますけれども……。

○日高委員 総括次長は分かるでしょう。

○海野県土整備部次長(総括) 私も教育委員会にいたことがあるんですけども、そのときはまだ指定管理者制度ではなくて、教育委員会で所管して、宮崎県スポーツ施設協会が対応していたと思います。そのときも、知事が政策的

なものとして認めた場合には、減免規定がございまして、そういったもので運用する大会もございました。ただ、巨人軍キャンプについてどのようになっているかというのは、承知しておりません。

○日高委員 高速道路だって、無料区間もあるけれども、料金を取りますよね。だから、高速道路とは違って公共施設だけれども、料金は取らないといけないと思います。

条例にのっとって適正にやってください。それしか言いようがない。

○山口副委員長 ひなたサンマリスタジアム宮崎もそうですが、ひなたTENNIS PARK MIYAZAKIも含めて、県内の方と県外の方に対して、どのように使ってもらいたいのかというイメージが、部局によって少し異なっているように感じます。外貨をどんどん稼ぐために活用していこうというところと、県民の資産だから県民のスポーツ振興に、というところがあります。

そういう方針を全庁的に意思統一して反映できるような料金体系というのは、検討していく時期に来ているんだろうと思います。どうやって県内・県外を確認するんだとか、そういうハードルがあるにせよ、誰にどうやって幾らで使ってもらおうかというところは、もう一度、部局内で議論していただきたい。お金をかけて造った施設ですので、そこに見合う料金を取れる方々からはしっかりいただくというところは意識していただきたいと思いますので、御検討のほどよろしくお願いします。

○福田委員 副委員長に付け加えて、先ほどのテニスコートの件ですけれども、金額についてのいろいろな質問をしていますが、さすがだなとか、えらいなと思ったのは、このテニス

コートを西の聖地にするんだという言葉が出たことです。その後は何も出なかったんですけども、副委員長がうまくまとめて言ったとおり、ベースはどこにあるということでしたら金額を決めていかないと、西の聖地を目指してここは使用料を取らないんだと言われてたら、すごい考えの下に金額が決まってくんだなという気がしましたので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

○内田委員長 要望ということで、次に進みます。

議案第10号「工事請負契約の締結について」質疑はありませんか。

○山口副委員長 トンネル工事に関しては、前回の9月定例会常任委員会的时候にも、追加で説明をいろいろと求めた経緯があるかと思います。今回も工期が非常に長く感じられるので、今後、想定外のものが出てきたりとか、予算の増額的なものが想定される時、どのように議会に説明していこうと考えていらっしゃるのかということを確認しておきたいんですけども、いかがでしょうか。

○椎葉道路建設課長 お話がありましたとおり、9月定例会常任委員会で、報告までに時間がかかっているといった御指摘を受けているところです。その最終の詰めをやっているところでもございまして、それほど時間をかけずに、また御相談させていただきたいと思っております。

○山口副委員長 真幸トンネルの工事ですね。

○椎葉道路建設課長 そうです。今後の報告の在り方については、時間を取っていただき、御説明させていただきたいと思っております。

○山口副委員長 大丈夫です。

○内田委員長 ほかはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大部菌道路保全課長 委員会資料の58ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定により御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が5件であります。事故の内容について御説明いたします。

発生日、発生場所につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

1の落石乗り上げ事故につきましては、車道上に落ちていた石に車両が乗り上げ、フロントバンパー、オイルパンなどを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を7割、相手方の過失割合を3割としております。

2の穴ぼこ事故につきましては、車道上に発生していた穴ぼこに車両が落ち込み、左側前輪のタイヤを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を6割、相手方の過失割合を4割としております。

3と5の枝落下事故につきましては、進行方向の左側のり面からせり出している樹木の枝が突然落下して、3は車両の右側後部ドアやルーフを、5はボンネットや左側ヘッドライトをそれぞれ損傷したものであります。本件の事故の状況から、被害者に過失を問うことはできないと判断して、県の過失割合を10割としております。

次に、4の段差事故につきましては、道路上の段差部分で車両がバウンドし、制御不能とな

り、反対側車線のガードレールに衝突し、右側フロントドア、フロントサイドなどを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を6割、相手方の過失割合を4割としております。

これら5件の物損事故に伴って発生した損害賠償額の合計は79万6,097円となっております、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異状箇所についての情報提供を呼びかけるなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○那須港湾課長 資料58ページの6を御覧ください。

発生日、発生場所は資料に記載のとおりです。

相手方の職員が延岡港物揚場を走行していたところ、陥没が発生してタイヤがはまり、レッカー移動やタイヤ交換等が必要となりました。

本件は被害者の過失はございません。

損害賠償額は19万4,010円となっております、全額県費から支払っております。

説明は以上であります。引き続き巡視・パトロールを徹底するなど、港湾利用者の安全確保に努めてまいります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○岩切委員 本会議でもお尋ねさせていただいた状況がございまして、改めて確認させていただきたいのですが、1と6は1年近く時間がかかっております。これについて、結論が出るのに時間がかかった背景を御紹介いただけませんかでしょうか。

○大部菌道路保全課長 道路保全課分が1になりますので、まずこちらのほうを御説明いたし

ます。

遅くなった理由としましては、保険会社との過失割合の調整と、被害者には申し訳ないのですけれども、書類の提出が遅れたりしたことが大きな遅れの理由となっております。

○那須港湾課長 6の案件になります。これは延岡市の委託を受けたごみ収集車になりまして、12月17日の後に、賠償制度について説明しましたところ、2か月後の2月に修理費用の請求がございました。時期柄忙しかったということもあるのかもしれませんが。埠頭走行中の車両の事故があったような事例がありません。管理瑕疵とか過失割合等について、日頃の巡視の状況や道路の事例、他県の事例も参考に、7月に賠償する方針を決定したところでは。

それから、道路のように加入できる保険がなく全額県費となることから、庁内の調整もしておりまして、10月に専決処分を行ったというような経緯でございます。

○岩切委員 穴ぼこに入った2については、前方不注意があって4割本人でした。6についても、同じように穴ぼこといえば穴ぼこだと思うんですけども、前方不注意の本人瑕疵はないという判断に分かれました。保険会社が間に入らないということは影響したのでしょうか。

○那須港湾課長 6の事故でございますけれども、見た目では沈下していないところを走行中に、穴ぼこが発生してタイヤが落ちたということでございまして、予見が難しい案件になることから、先方の過失は認めておりません。

○岩切委員 表面上はアスファルトがあったけれども、走行中にそこが突然落ちたというようなことですね。分かりました。

ついでに4について、段差というのが道路上

にあるという状況がすぐには理解できませんでした。状況を確認させてもらっていいですか。

○大部園道路保全課長 これは、舗装が少し剥がれておりまして、段差が3～5.5センチメートルほどありました。補修が間に合っておらず、事故に遭われてしまった状況でございます。

○岩切委員 どうしても対応される職員が大変な思いをされる事案が多いのではないかと思います。根掘り葉掘り確認しましたが、どうすればなくなっていくのか、報告がゼロ件になる議会を目指して勉強させていただきたいと思っております。

○内田委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○那須港湾課長 資料59ページになります。

細島港の特定利用港湾への対応について、説明いたします。

初めに、特定利用空港・港湾の概要ですが、「運用」に記載のとおり、国は、自衛隊・海上保安庁が平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けた空港・港湾を特定利用空港・港湾とするとしております。

円滑な利用に関する枠組みは、下の点線囲いに記載の、港湾管理者である県は、平素における自衛隊等の円滑な施設利用について関係法令等を踏まえ適切に対応する。自衛隊等と県は、災害時などの緊急性が高い場合に柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。これらの着実な実施に向け、関係者間で連絡・調整体制を構築し、意見交換を行う。以上を国と県の間で確

認することで設けられます。

また、「整備」に記載のとおり、民生利用を主としつつ、自衛隊等の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な港湾等の整備または既存事業の促進を図るとされております。

60ページを御覧ください。

現在、全国に40の特定利用空港・港湾があり、本県では、国管理の宮崎空港が特定利用空港となっております。

61ページを御覧ください。

これまでの経緯等について説明いたします。

今年5月23日の国の説明会以降、国への質疑を重ねた結果を「確認内容」に記載しております。この取組は、平素の訓練、運用に関するものであり、自衛隊等が施設を優先利用するためものではないこと。住民の安全安心や港湾の民生利用に配慮されること。民生利用を主とした整備であり、自衛隊等の専用施設を整備するものではないこと。細島港の整備が着実に促進されること。迅速な災害対応が期待できることを確かめることができましたので、下の「主な経過等」にありますように、11月4日に国からありました確認依頼に対し、日向市等の意見も踏まえまして、11月20日に国に確認した旨の回答を行い、併せて、引き続き丁寧な説明や情報提供を行うこと、港湾整備に必要な予算を確保することなどを要請いたしました。

今後の手続は国において進められ、来年3月ごろに追加公表される見込みです。

この取組により、細島港の整備が着実に進み、南海トラフ地震などにおける本県への迅速な支援につながるものと考えております。

○松田建築住宅課長 委員会資料の62ページを御覧ください。

宮崎県建築物耐震改修促進計画の改定につい

て、御説明いたします。

1の目的及び改定の理由であります。本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県が耐震化を進めるための実施計画として定めているものであります。

平成19年3月に第1期計画を策定して以降、これまでに東日本大震災などを背景とした法改正等を踏まえ、改定を行ってきたところであります。

今回、今年度末で現行計画の計画期間が満了することから、耐震化率の目標値等についての改定を行うものであります。

次に、2の概要等であります。

(1)の計画期間につきましては、令和8～17年度の10年間であります。

(2)の改定に係る主な検討内容であります。今回の改定では、関連計画との調整や大規模地震等被害想定の見直しを踏まえ、右側に記載しております第1章の耐震化の目標や第2章の耐震化を図るための施策、第3章の安全性向上に資する啓発等の部分を主に検討することとしております。

3の今後のスケジュールであります。来年1月に改定素案を作成し、その後、3月に常任委員会に御報告した後、パブリックコメントを実施し、4月に計画を改定したいと考えており、6月定例会の常任委員会で報告を行う予定であります。

次に、63ページを御覧ください。

参考といたしまして、現計画の簡単な概要を掲載しております。

第1章、住宅・建築物の耐震化の実施に関する目標設定とありますけれども、表に令和2年度末の率、そして令和7年度末の目標について示しております。この目標の達成状況等につき

ましては、今後算出することとしておりますので、改定に合わせて改めて説明させていただきたいと思っております。

第2章以下は、説明を省略させていただきます。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

特定利用港湾への対応について、質疑はありますか。

○日高委員 那須課長から、「確認内容」ということで、細島港の整備が着実に促進されることを確認したという強いメッセージみたいな報告がありましたが、何を確認されたのでしょうか。

○那須港湾課長 国に確認した内容につきまして、細島港におきましては、現在整備中の19号岩壁と*北沖防波堤が対象になるということを確認しております。また、民生利用の必要性に加えて、自衛隊や海上保安庁のニーズも加えられた上で促進されるというように確認したところでございます。

○日高委員 19号岩壁も北沖防波堤も、もう事業化されていますが、一気に予算がついて進むということでしょうか。

また、民生利用に配慮されることというのは、どういう意味でしょうか。

○那須港湾課長 まず、整備の促進ですけれども、委員が言われるように、19号岩壁と*北沖防波堤のどちらも現在進めている事業であります。国からは、この状況や促進できるタイミングとかを図りながら、既存の港湾事業、整備事業の枠内で促進していくというような説明を受けたところです。

それから、民生利用ということですが、細島港は基本的には、産業活動や経済活動で、船会社や荷役の会社など民間の事業者が利用し

ておりますので、そういった方々に影響を与えないような形で配慮していくということでございます。

○日高委員 特定利用港湾にはなったけれども、だから何っていうことですよ。

○那須港湾課長 特定利用港湾になったからといって、大きく民間の利用が変わるというものではないと考えています。

○日高委員 だから、細島港の整備が着実に推進されるとか書かないほうがいいですよ。本当に誤解を生みますよ。特定利用港湾に選ばれたら、港湾の整備が進むんだと誤解する人が多いから、これは書かないほうがいい。逆に、特定利用港湾に指定されても整備は進まないって書いておかないといけません。

○那須港湾課長 この制度の特色が、整備の促進や迅速な災害対策が期待できるということですので、そちらのほうは説明したいと思いますけれども、するすると進んでしまうというような印象を持たれている方がいれば、そこは丁寧に説明したいと思います。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、宮崎県建築物耐震改良促進計画の改定について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○那須港湾課長 先ほど、細島港の整備促進対象の施設を、19号岸壁と北沖防波堤と言いましたが、北沖防波堤ではなく、南沖防波堤の間違いでございました。訂正させていただきます。

○内田委員長 分かりました。

それでは、その他でありますか。

※このページ右段に訂正発言あり

○日高委員 高速道路については何も出てきませんでしたが、進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○山浦高速道対策局長 高速道路の現在の進捗と申しますか、1つ大きな話としまして、12月20日に東九州自動車道の清武インターチェンジから宮崎パーキングエリアまでの4車線化が完了いたします。東九州自動車道の県内区間で初めての開通となります。また、東九州自動車道で行きますと、日南市の酒谷川と広渡川にかかる400メートルを切るぐらいの橋梁の上部工事も現場のほうで着々と進んでいるというような状況です。

あと、九州中央道に関しましては、今年度1本、越次トンネルの工事に着手していくというような話を聞いている状況で、着実に整備は進んでいるということでございます。

○坂本委員 昨年度になりますけれども、国土交通省が全国の国道の路面下の空洞化調査をやって、その結果を今年発表しているんですけども、県内の国道はその対象になったのか分かりましたら教えていただけますか。

○大部藺道路保全課長 今回の御質問は、8月25日に発表されたものについてだと思いますけれども、県内で、宮崎河川国道事務所におきましては41.9キロメートル、延岡河川国道事務所におきましては11.7キロメートルの調査をさせていただいております。そのうち宮崎河川国道事務所の5か所が修繕対象ということで、これから修繕されるとお聞きしております。

○坂本委員 国道の話をしたんですが、県道についても今後調査をやっていくというような計画、見通しというのはあるのでしょうか。

○大部藺道路保全課長 今年度から、宮崎土木事務所をスタートに、人口が集中しているところ

を中心に、下水道とか地下埋設があるところの調査をやっていく予定としております。

ちなみに、平成25年度から令和2年度にかけて、一巡の調査は終わっております、引き続きその流れでやっていきたいと考えております。

○坂本委員 機会を作って、また御説明いただけると助かります。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 今回、こちらから議論を深めさせていただいて要望がいろいろ上がりました。河川のところでは、土捨場について、盛土対策課と連携を取っていただきたいということと、宮崎県総合運動公園の使用料についても、取るか取らないか、県民への理解や経済効果なども含めて、しっかり検討していただきたいということで要望も出ております。私も大事な点だと思いましたので、要望を生かしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時39分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

まず採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思っております。開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

令和7年12月4日(木)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 以上で、本日の委員会を散会いたします。

午後2時39分散会

令和7年12月5日(金曜日)

午後0時59分再開

出席委員(7人)

委員長	内田理佐
副委員長	山口俊樹
委員	日高博之
委員	福田新一
委員	坂本康郎
委員	岩切達哉
委員	脇谷のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	春田拓志
政策調査課主任主事	岩倉有希

○内田委員長 委員会を再開いたします。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第10号、議案第16号、議案第22号及び議案第24号につきましては、原案のとおり可決することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第10号、議案第16号、議案第22号及び議案第24号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時0分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

商工観光振興政策及び土木行政の推進に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、1月22日木曜日に予定されております閉会中の委員会についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時6分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

1月22日木曜日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

令和7年12月5日(金)

○内田委員長 以上で委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時7分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 内 田 理 佐

